

大分市奨学資金制度検討委員会
最終報告書

令和6年2月

目 次

はじめに	1
1 大分市奨学資金制度について	2
(1) 概要	
① 貸与型奨学資金	
② 給付型奨学資金（未来自分創造資金）	
(2) 現状と課題	
2 大分市を取り巻く社会情勢等	5
(1) 人口の推移	
(2) 社会動態・自然動態	
3 国や地方公共団体における奨学金制度等	7
(1) 国・県	
(2) 中核市	
4 市民の意見（アンケート結果より）	9
(1) 結果概要	
(2) 回答結果	
5 新たな奨学資金制度について	13
(1) 目的	
(2) 制度の内容	
① 奨学資金の種類	
② 貸与金額	
③ 貸与期間	
④ 応募資格	
⑤ 選考方法	
⑥ 募集人員	
⑦ 他の制度との併用	
⑧ 奨学資金の返還	
⑨ その他	
おわりに	15

はじめに

大分市における奨学資金制度は、高校・高専等及び大学・短大に在学する生徒・学生のうち、学業人物ともに優秀で、かつ、経済的理由により修学困難な者に対し資金を貸与・給付し、有用な人材を育成することを目的とした制度である。

現在、高校生・大学生等を対象とする「貸与型奨学資金」及び、高校生等を対象とする「給付型奨学資金（未来自分創造資金）」があるが、「貸与型奨学資金」の応募者数は年々高校生・大学生等ともに減少傾向にあり、定員を大幅に下回る状態が続いている。

一方、文部科学省においては、令和2年度から一定の条件を満たす全ての学生を対象に「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金）」を実施しており、さらに、令和6年度からは子育て支援の観点から、支援対象を多子世帯の中間層に拡大するなど、制度の拡充を行う予定である。

大分市においては、人口減少や少子高齢化等の社会課題へ対応するため、奨学資金制度を時代やニーズに即したものにすることが必要であると考える。

このことから、当委員会は魅力的な大分市独自の制度の構築に向け、現状の課題等を整理し、今後の奨学資金制度の在り方について検討を行った。

大分市教育委員会においては、本報告書を踏まえ、生徒、保護者をはじめ広く市民から理解される、奨学資金制度とすることを期待する。

令和6年2月2日

大分市奨学資金制度検討委員会

1 大分市奨学資金制度について（概要、現状と課題）

（1）概要

① 貸与型奨学資金

- 根拠法令 大分市奨学資金に関する条例（昭和40年条例第24号）
大分市奨学資金に関する条例施行規則（昭和40年規則第3号）

- 目的 高校・高専等及び大学・短大に在学する生徒・学生のうち、学業人物ともに優秀で、かつ、経済的理由により修学困難な者に対し資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

- 貸与金額

高校・高専	国公立	月額	10,000円
	私立	月額	20,000円
大学・短大	国公立・私立	月額	45,000円

- 貸与期間 奨学生が在学する学校の最短修学期間の終期まで

- 奨学生の資格 次の各号のいずれにも該当する者
 - (1) 保護者が、大分市内に住所を有していること。
 - (2) 高等学校等もしくは大学に在学中の者
 - (3) 学業人物ともに優秀と認められる者
 - (4) 経済的理由により学資の支弁が困難な者

- 採用決定 大分市奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定する。

- 返還(無利子) 貸与を終了した日から6月を経過する日の属する月の翌月から起算して15年以内に月賦・半年賦・年賦で返還する。

- 応募の状況（令和5年度）

募集期間	令和5年3月10日（金）～令和5年4月10日（月）		
募集人員	高校・高専	新1年生	10名
	大学・短大	新1年生	20名
応募状況	高校・高専	2名（国公立 1名、私立 1名）	
	大学・短大	11名（国公立 7名、私立 4名）	

② 給付型奨学資金（未来自分創造資金）

- 根拠法令 大分市奨学資金に関する条例（昭和40年条例第24号）
大分市奨学資金に関する条例施行規則（昭和40年規則第3号）
- 目的 高校・高専等に在学する生徒・学生のうち、学業人物ともに優秀で、かつ、経済的理由により修学困難な者に対し資金を給付し、もって有用な人材を育成することを目的とする。
- 給付時期及び給付金額
奨学生が高等学校等に入学する年度の前年度の3月及び高等学校等を卒業する年度の3月に100,000円、高等学校等において進級する年度の前年度の3月に50,000円を給付する。
- 奨学生の資格 次の各号のいずれにも該当する者
- (1) 出願者の保護者が、大分市内に住所を有していること。
 - (2) 学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・中等教育学校の後期課程に入学予定の者
 - (3) 学業人物ともに優秀と認められる者
 - (4) 経済的理由により学資の支弁が困難な者
 - (5) 前年度の市民税の所得割額が年額51,300円未満の世帯。（修学者は除く）
- 採用決定 大分市奨学生選考委員会の選考を経て教育委員会が決定する。
- 応募の状況（令和4年度）
- 募集期間 令和4年12月15日（木）～令和5年1月16日（月）
- 募集人員 高等学校等 新1年生 100名
- 応募状況 高等学校（3年制）79名（国公立51名、私立28名）
高等学校（5年制）8名（国公立3名、私立5名）

(2) 現状と課題

大分市奨学資金制度は、学業人物ともに優秀かつ経済的理由で修学困難となっている高校生・大学生に活用してもらうことで、有用な人材を育成することを目的として、昭和33年に創設された制度である。

本制度は、高校生・大学生等を対象とした貸与型の奨学資金（無利子）と、高校生を対象とした給付型の奨学資金「未来自分創造資金」（平成26年創設）があり、令和4年度までに貸与型・給付型を合わせて累計3,323名の学生が利用してきた。

しかしながら、貸与型の奨学資金については、年々応募者数が減少し定員を下回る状況が続いている（図1、図2）ことから、制度のあり方を含め見直しが必要であると考えられる。

図1 貸与型奨学資金 利用者の推移（高等学校等）

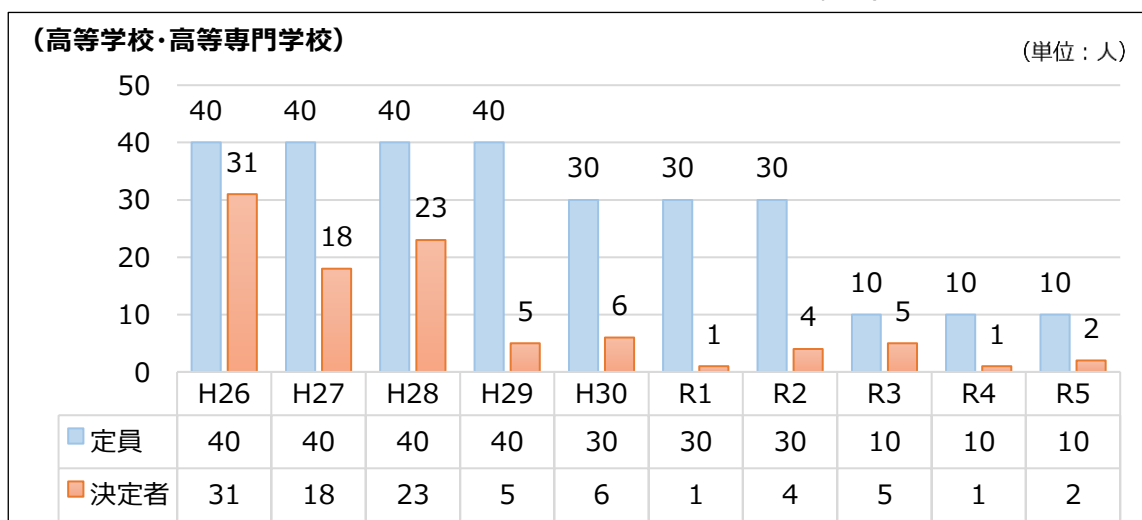
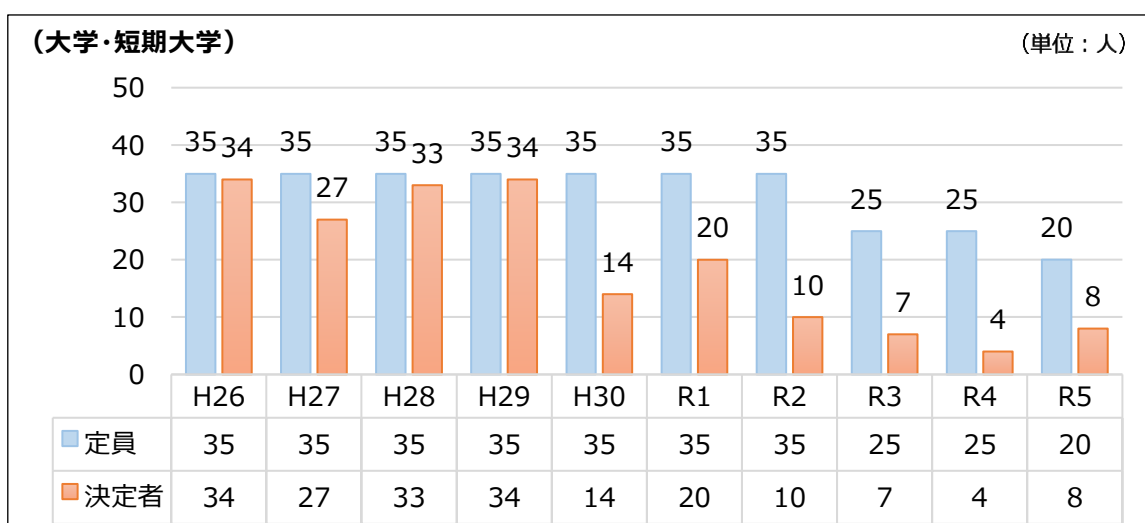


図2 貸与型奨学資金 利用者の推移（大学等）

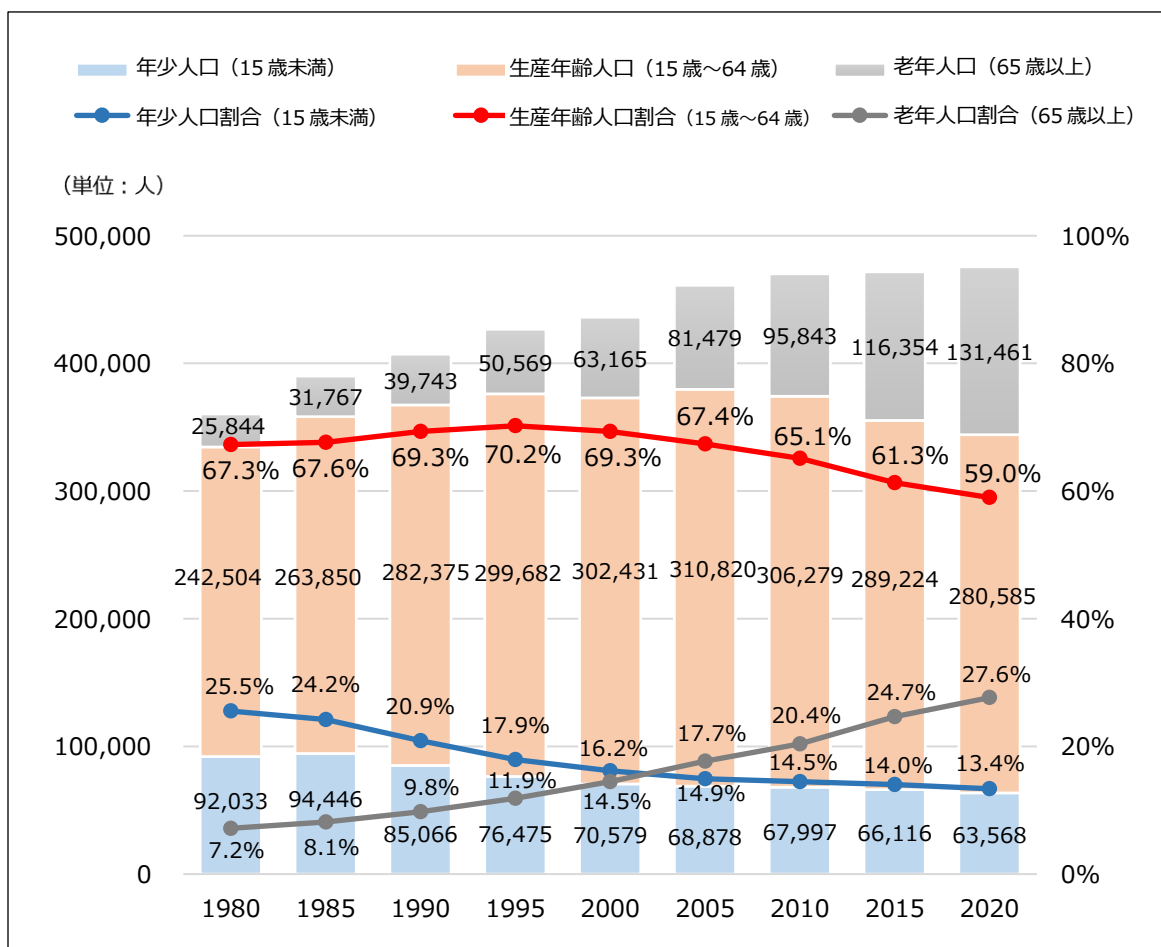


2 大分市を取り巻く社会情勢等

(1) 人口の推移

大分市の老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、2010（平成22）年には高齢化率が20%を超えている。一方、年少人口（15歳未満）は減少傾向にあり、2005年には、老年人口が年少人口を上回った。今後も、老年人口は増加することが見込まれる。また、生産年齢人口（15歳～64歳）をみると、増加し続けていたものの、2010（平成22年）には減少に転じている（図3）。

図3 年齢3区分別人口の推移（大分市）

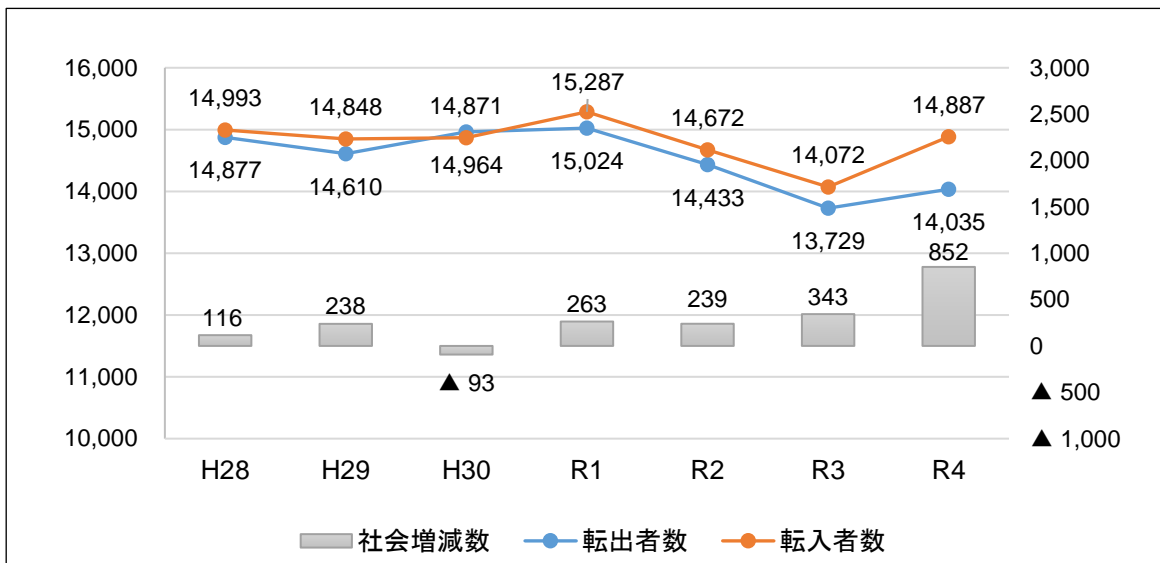


資料：総務省統計局「国勢調査」

(2) 社会動態・自然動態

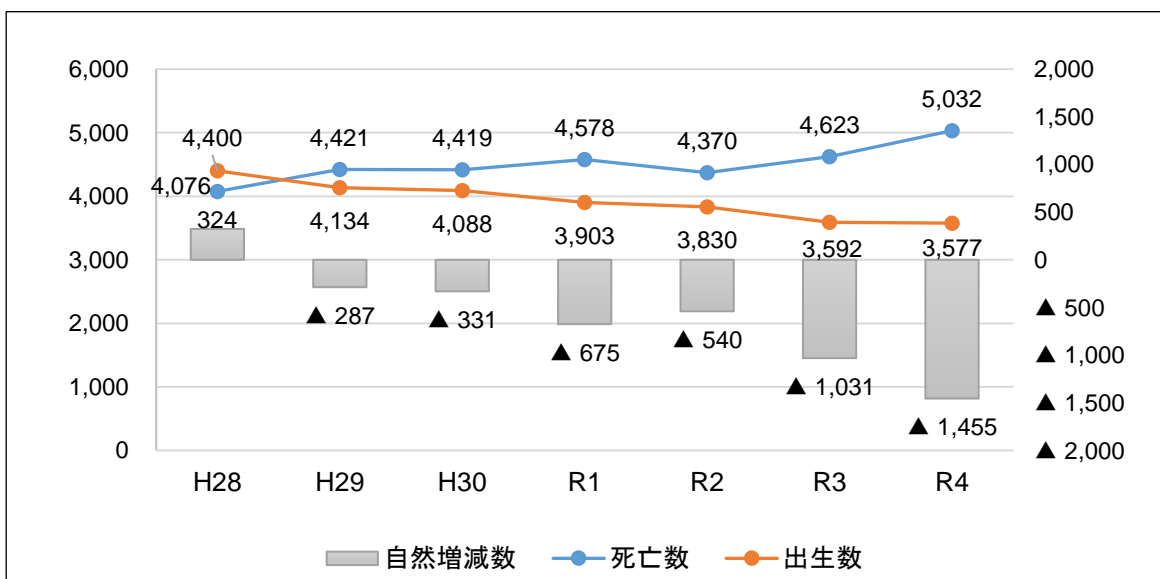
大分市の社会動態については、平成30年に転出超過となっているものの、転入超過の傾向が続いている（図4）。一方、自然動態については、出生数が遡減傾向のなか、死亡数が年々増加傾向にあり、平成29年から死亡数が出生数を上回った後は、自然動態の減少傾向が続いている（図5）。令和4年10月1日時点では、社会動態がプラス852人、自然動態がマイナス1,455人であり、前年同月比でマイナス603人となっている。

図4 社会動態（大分市）



※ 社会動態の人数は、前住地または転出先が不明の者（+13人）を含む

図5 自然動態（大分市）



資料：大分県「大分県の人口推計報告 令和4年版」

3 国や地方公共団体における奨学金制度等

(1) 国・県

国では「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)を実施している。また、貸与型奨学金(無利子・有利子)についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することが無いよう、貸与基準を満たす希望者に対し事業を実施している。

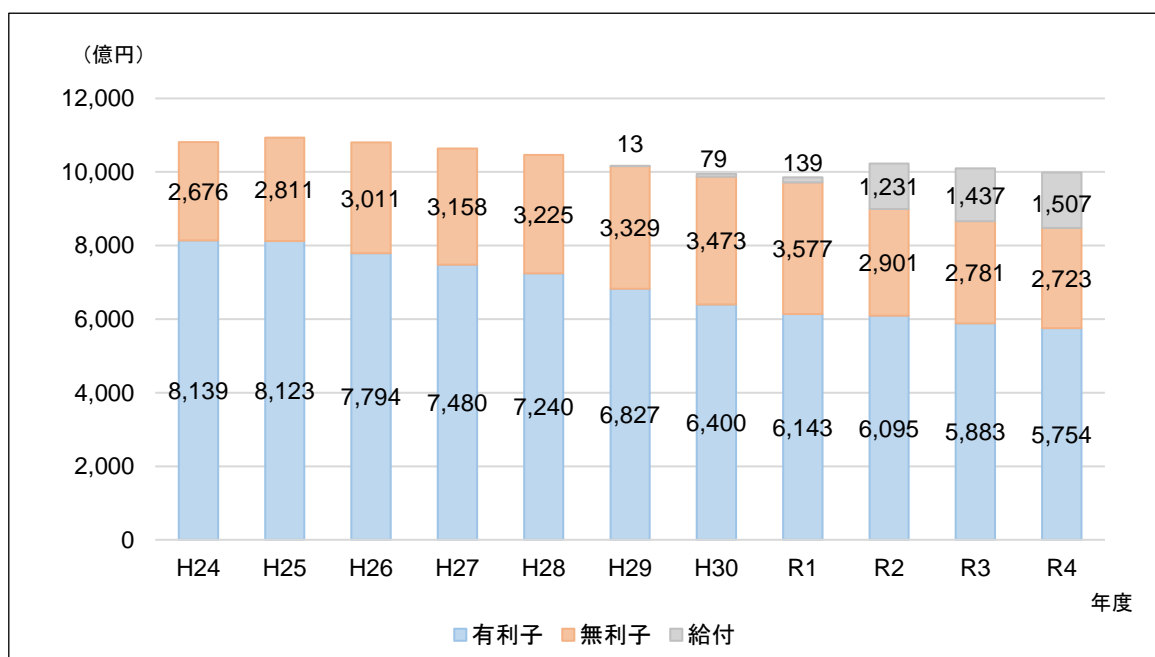
県においては、優秀な学生及び生徒で経済的理由により修学困難な者に対する援護補導を行い、もって社会における有為な人材の育成と教育の振興に寄与することを目的として奨学資金の貸与の事業を行っている。

○無利子の貸与型奨学金及び給付奨学金の拡充

国の制度において、近年では有利子の貸与型奨学金から、無利子や給付型の奨学金へ移行している状況である(図6)。

なお、給付型奨学金は平成29年度に創設され、令和2年4月から高等教育の修学支援新制度の創設により大幅に拡充されている。

図6 奨学金の貸与・給付状況(実績金額)の推移(国)



(参考)独立行政法人日本学生支援機構「奨学金事業への理解を深めていただくために〔奨学金事業に関するデータ集〕」

(2) 中核市

大分市が令和5年9月に実施した中核市調査「高等教育への修学を支援する奨学金制度について」の集計結果によると、奨学金制度のうち、貸与型を実施している市（図8）は25市であり、給付型を実施している市（図9）は13市であった。また、地元への居住や就職などの免除要件を満たした方を対象に、貸与した一部又は全部を免除する奨学金制度である返還免除型奨学金を実施している市（図10）は4市であった。

図8 貸与型奨学金について

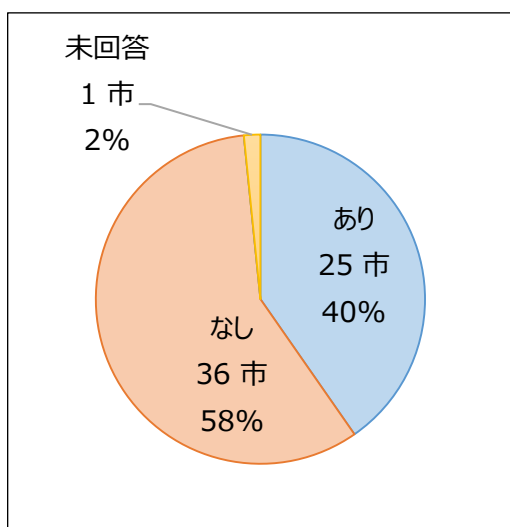


図9 給付型奨学金について

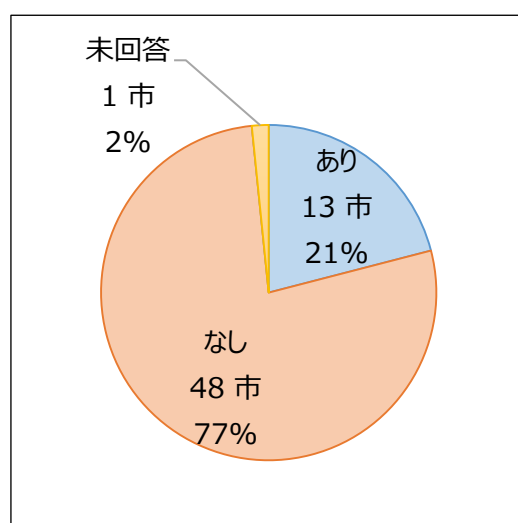
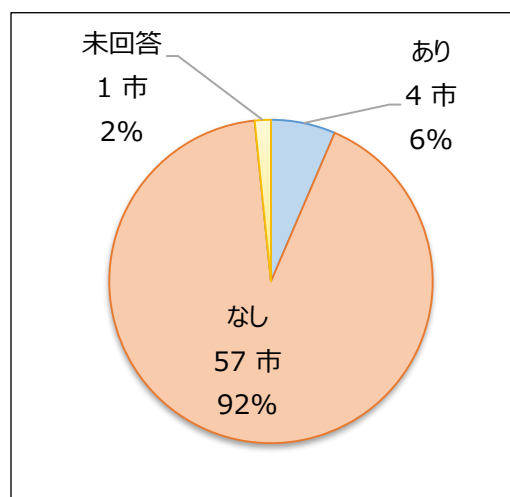


図10 返還免除型奨学金（※1）について



※1 地元への居住や就職などの免除要件を満たした方を対象に、貸与した一部又は全部を免除する奨学金

大分市による中核市調査「高等教育への修学を支援する奨学金制度について（令和5年9月）」集計結果

大分市の奨学資金制度は、国や他の地方公共団体等における制度の状況を踏まえ、魅力的な大分市独自の制度とするよう検討していく必要があると考える。

4 アンケート結果

大分市では、奨学資金制度の見直しに伴い、市内の高校生や保護者に奨学金等の利用意向等についてアンケート調査を令和5年7月に実施した。

アンケートの調査結果は、次のとおりである。

(1) 結果概要

- 調査対象 市内の高校2年生・3年生及びその保護者
- 回答数 高校2年生・3年生 1,123件 (回答率12.8%)
保護者 1,657件 (回答率18.9%)

(2) 回答結果 (一部抜粋)

■進路と経済的事情

卒業後に希望する進路は、高校2年生の段階では「まだ進路を決めていない」の割合が高校3年生と比較して相対的に高いものの、高校2年生、高校3年生の両方について「大学進学」の割合が相対的に高い傾向にある。また、高校2年生、高校3年生の両方について、7割以上の生徒が大学や専門学校等の高等教育機関への進学を希望している状況である (図11、図12)。

図11 卒業後に希望する進路について (生徒)

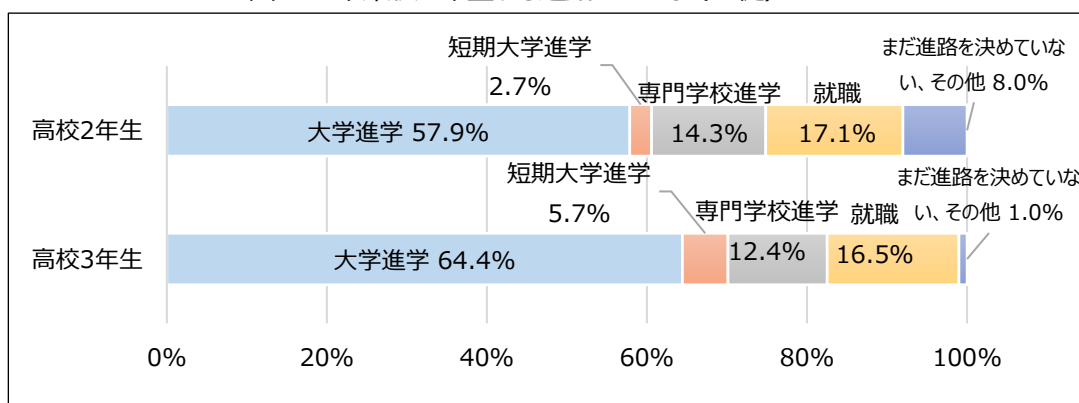
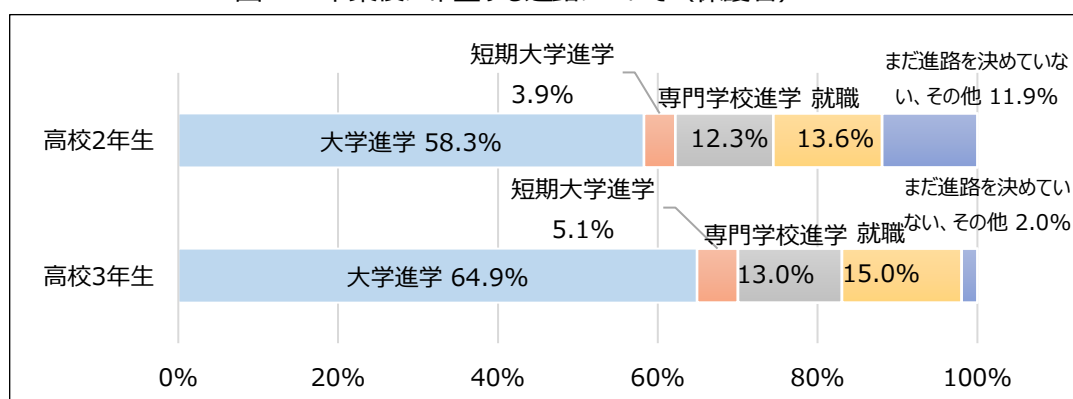


図12 卒業後に希望する進路について (保護者)



進路の決定理由に経済的事項が含まれる割合については、県外の進学先と比べ県内の進学先を希望している方の割合が高く、国公立大学や短期大学への進学を第一希望としている場合においても高い割合を示している。また、生徒よりも保護者の方が進路を決める理由に経済的な事項が含まれる割合が高い（図13、図14）結果となっている。

図13 進路の決定理由（経済的事項）について（生徒）

進路を決める理由に、経済的な事項が含まれるか。（第一志望の進学先別）

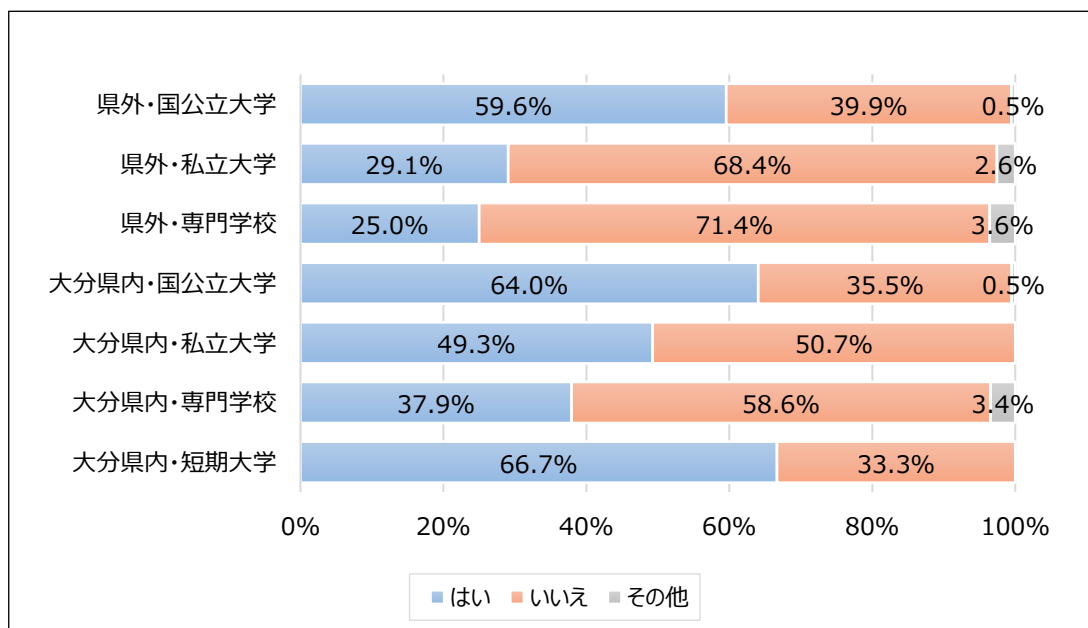
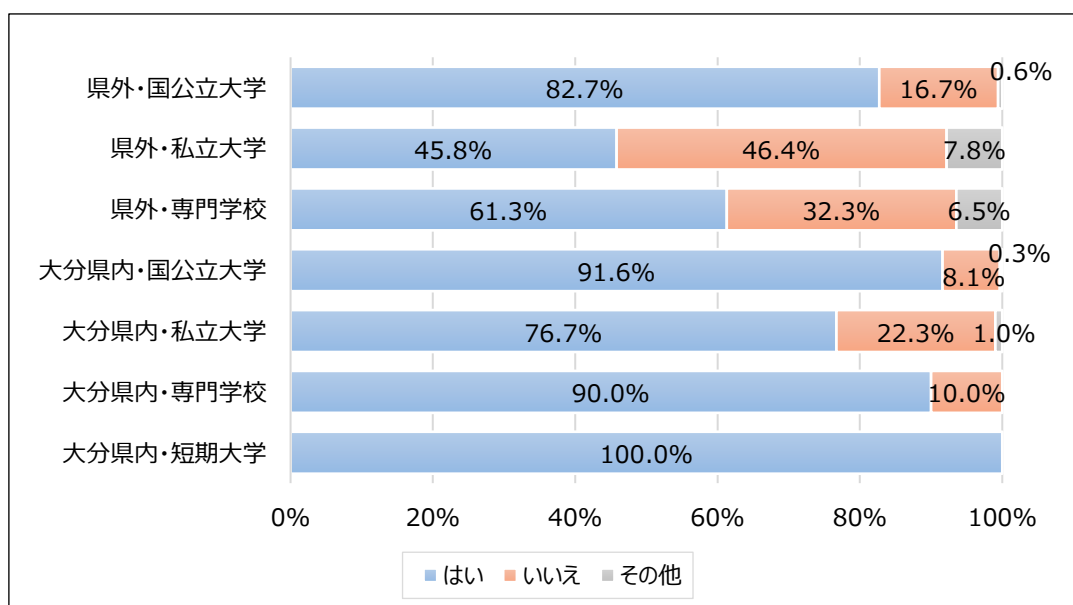


図14 進路の決定理由（経済的事項）について（保護者）

進路を決める理由に、経済的な事項が含まれるか。（第一志望の進学先別）



■所得要件

奨学金を利用する際に所得制限等を設けることについて、生徒は、「反対」の割合が「賛成」よりもわずかに高く（図15）、保護者については、生徒の結果と比べ「反対」の割合が高い（図16）結果となっている。

図15 所得要件による制限について（生徒）

奨学金を利用する際に所得制限等を設けることについて

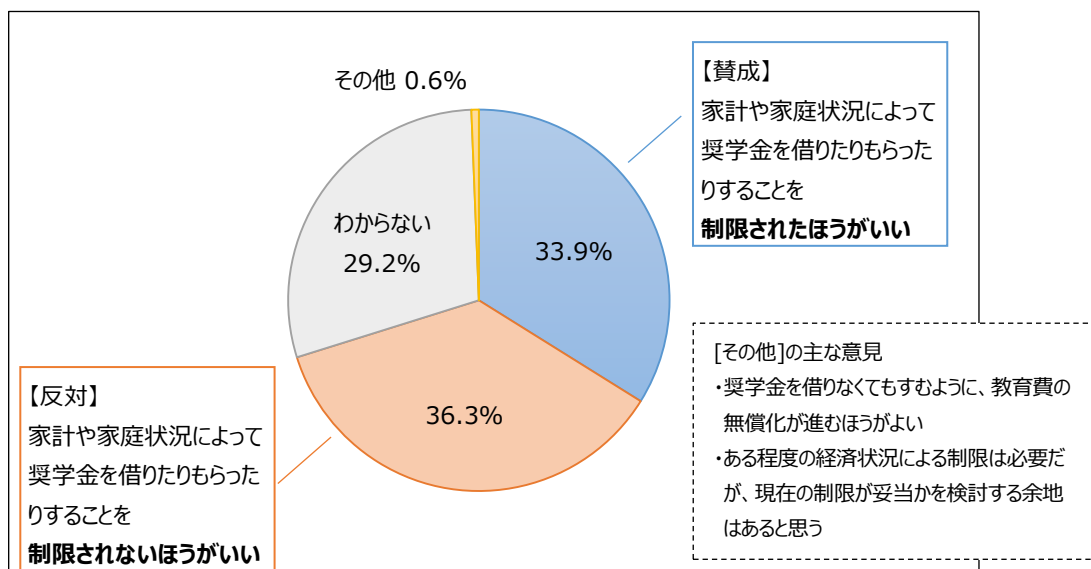
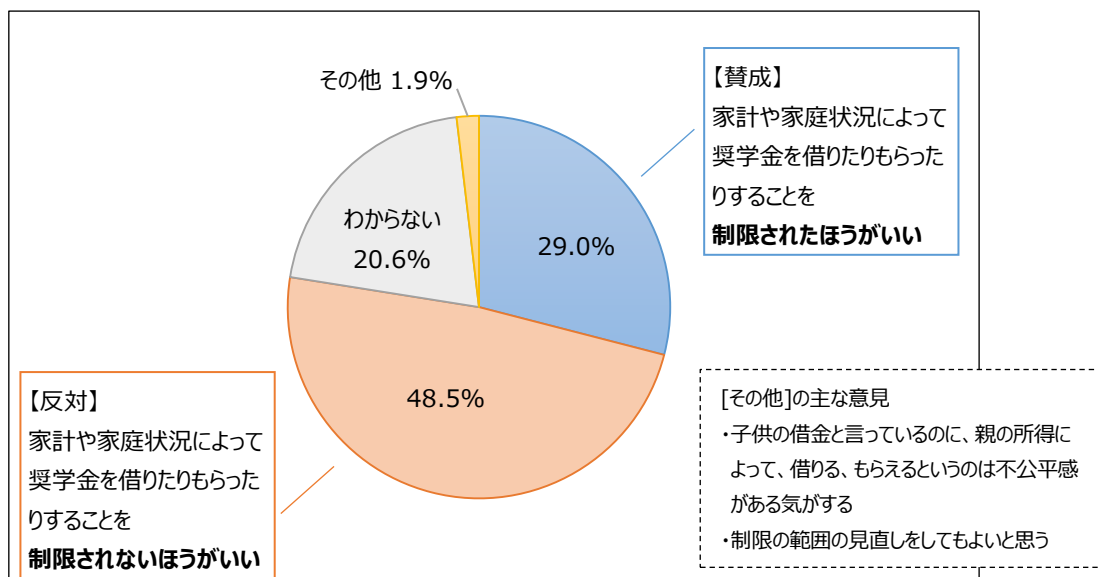


図16 所得要件による制限について（保護者）

奨学金を利用する際に所得制限等を設けることについて



■ 奨学金の種類

利用したい奨学金については、生徒、保護者とも「低額だけど返す必要のない給付型の奨学金」の割合が最も高く、「借りたい金額を複数の選択肢から選べる無利子の奨学金」や「地元就職等の条件を満たせば返さなくてよい高額の奨学金」は同程度の割合となっている（図17、図18）。

図17 利用したい奨学金の種類（生徒）

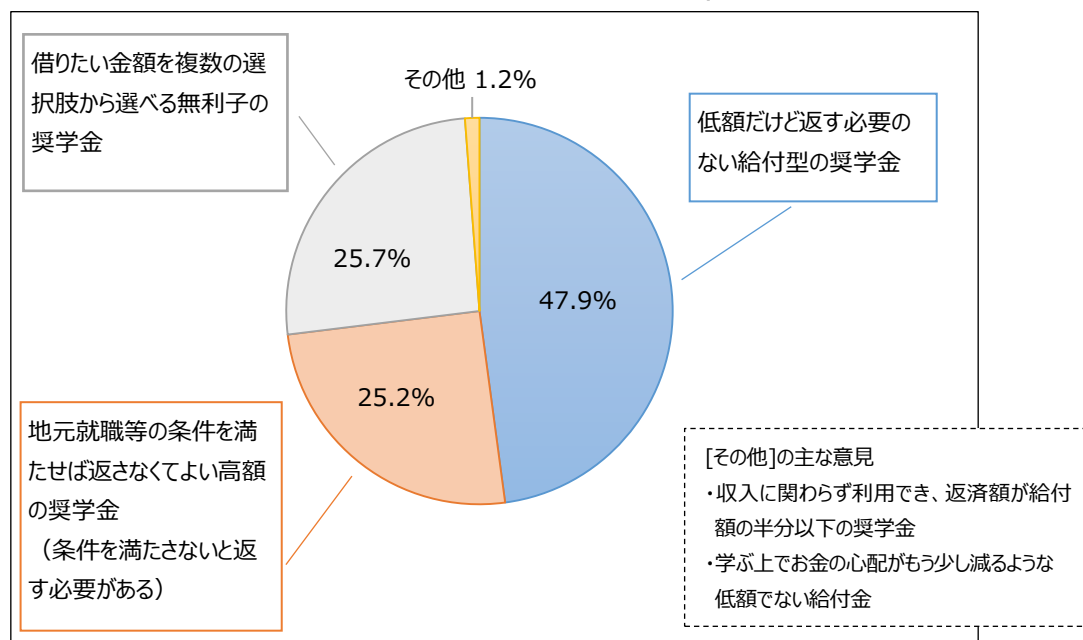
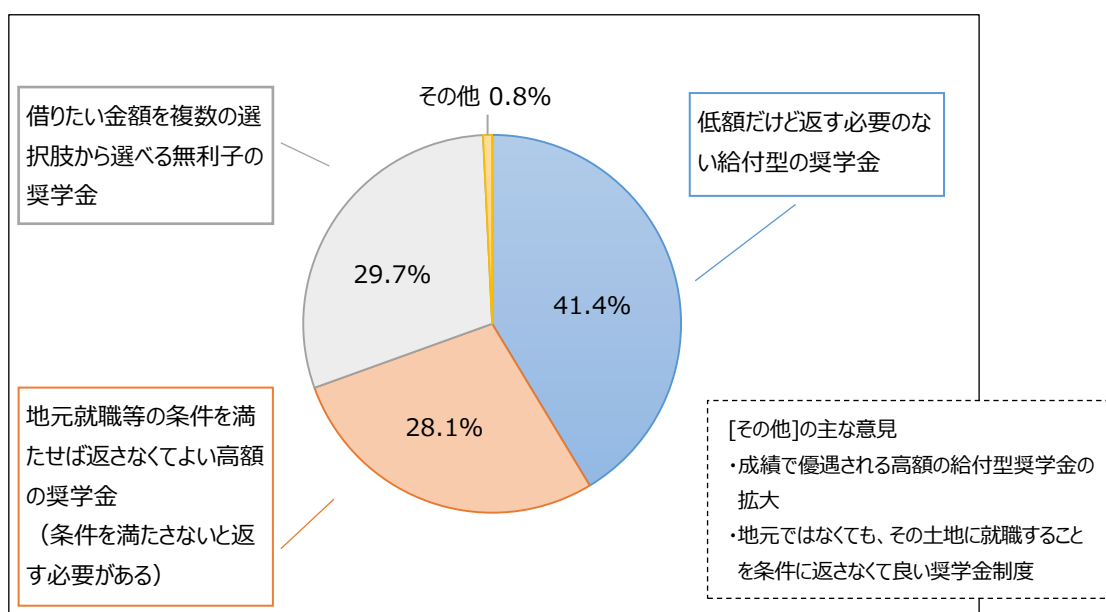


図18 利用したい奨学金の種類（保護者）



5 新たな奨学資金制度について

(1) 目的

人口減少や少子高齢化等の社会課題への対応策の一つとして、進学を志す学生の経済的負担の軽減と卒業後に大分市で活躍する人材の育成・確保を目的とした制度とすることが望ましいと考える。

(2) 制度の内容

① 奨学資金の種類

奨学資金の種類は、入学時に必要な入学金、転居費用及び新たな生活を始めるための生活必需品等の購入に活用できる「入学一時金」と、授業料等に活用できる「学費」の2種類が必要であると考えます。

② 貸与金額

貸与金額は、一般的に必要な入学金及び授業料を補える額とすること、また、県外進学者に対しては引っ越し費用など初期に必要な費用を考慮した額を定額で貸与することが望ましいと考える。

貸与金額（案）

種 類	金 額（定額）
入学一時金	県内進学者に50万円、県外進学者に80万円を貸与
学 費	年額50万円を2回に分けて貸与（25万円×2回）

③ 貸与期間

貸与期間は、進学先の最短修学期間とし、医学部や歯学部等の6年制課程にも対応できるよう設定することが望ましいと考える。

④ 応募資格

応募資格は、「大分市で活躍する人材を育成・確保する」という観点から、次の要件をすべて満たすことが望ましいと考える。

- 「大分市内の高等学校等に在籍している者」、または、「保護者が大分市内に住所を有しかつ、市外や県外の高等学校等（広域通信制高校を含む）に在籍している者」であって、大学・短大・専修学校（専門課程）に出願予定の最終学年の学生（高専生は大学3年への編入も含む）
- 卒業後、大分市において貢献・活躍する強い意志を持っており、進学にあたり経済的な支援を希望する者
- 学業、人物ともに優秀と認められる者

⑤ 選考方法

選考は、「大分市内の高等学校等に在籍している生徒」と「市外や県外の高等学校等に在籍している生徒」とを区分したうえで行うことが望ましいと考える。

なお、「大分市内の高等学校等に在籍している生徒」については、各高等学校等が学業成績や人物概評等を基に書類審査や面接等を行い、原則1名を大分市に推薦した後、大分市が面接等を行い、奨学生を決定する方法が望ましいと考える。

また、「市外や県外の高等学校等に在籍している生徒」については、申請する生徒の学習や活動の状況が違うことを踏まえ、大分市が直接、書類審査や小論文、面接等を行うことにより決定することが望ましいと考える。

⑥ 募集人員

募集人員は、「大分市内の高等学校等に在籍している生徒」については各校1名とし、「市外や県外の高等学校等に在籍している生徒」については1名とすることが望ましいと考える。

⑦ 他の制度との併用

大学進学等にかかる学費等の必要経費は個々によって異なるため、各自の状況に応じた資金の準備として他制度との併用も可能とすることが望ましいと考える。

⑧ 奨学資金の返還

奨学資金の返還は、「定住を促進する」ことや「大分市において貢献・活躍する」ことへのインセンティブ（動機付け）を働かせる観点から、一定期間大分市内に居住していること若しくは、大分市内の事業所等に就業していることの要件のいずれかを満たした場合、「返還免除」とすることが望ましいと考える。

また、卒業後、さらに大学院に進学するなど自己を高めようとする学生にも配慮し、返還免除を開始するまで一定期間の猶予を設けることも必要であると考え。なお、返還猶予期間及び返還免除期間については、それぞれ5年間とすることが望ましいと考える。

⑨ その他

本制度を利用して大学等に進学し、卒業後、大分市で貢献・活躍することについて、大分市は利用者に募集段階で制度の趣旨について周知を図り、積極的・意欲的に活動してもらうよう努めることが望ましいと考える。

おわりに

本委員会では、今後の大分市奨学資金制度の在り方について、令和5年8月からこれまで7回にわたり慎重に検討を重ねてきた。

新たな「返還免除型」の奨学資金は、人口減少や少子高齢化等の社会課題への対応策の一つとして今後の大分市の発展に寄与するものであると考える。

なお、これまで実施してきた高校生・大学生を対象とした貸与型奨学資金については、利用者が減少していることや国や県において同様の事業が行われていることなどから、大分市教育委員会においては、新たな制度の創設と併せて既存の貸与型奨学資金事業の廃止に向けて検討する必要があると考える。

また、新たな奨学資金制度の実施に際しては、生徒、保護者をはじめ広く市民に周知を図ることを要望する。

大分市奨学資金制度検討委員会委員名簿

No.	所 属	氏 名
1	大分大学教育学部 教授	長谷川 祐介
2	学識経験者 大分県弁護士会 弁護士	能美 知子
3	元小学校長	杉本 緑
4	大分市民生委員児童委員協議会 会長	得丸 直子
5	関係団体 代表者 大分商工会議所 事務局次長兼中小企業相談部長	穴井 壯志
6	大分市 PTA 連合会 副会長	和田 純一
7	大分県立学校長協会 大分副支部長 (大分県立大分鶴崎高等学校 校長)	江藤 陽二
8	学校関係者 大分県私立中学高等学校協会 (岩田中学校・高等学校 校長)	児玉 洋司
9	大分市中学校長会 事務局長 (大分市立鶴崎中学校 校長)	植木 龍典
10	福祉保健部長	斉藤 修造
11	大分市、 大分市教育 委員会 商工労働観光部長	三好 正昭
12	教育部長	高田 隆秀

大分市奨学資金制度検討委員会 検討経過

	開催日	検討内容
第1回	令和5年8月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨説明 ・今後のスケジュール
第2回	令和5年9月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・新制度について
第3回	令和5年10月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の具体的検討
第4回	令和5年11月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の具体的検討 ・既存事業について
第5回	令和5年11月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の具体的検討 ・既存事業について
第6回	令和5年12月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書(案)について
第7回	令和6年2月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告書(案)について